

議案第18号

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

すまいる分室を廃止するとともにワークライフカレッジすつくを設置するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

調布市知的障害者援護施設条例（平成11年調布市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すまいる分室」を「ワークライフカレッジすとつく」に、「3丁目19番地1」を「7丁目34番地1」に改める。

第2条第3号中「（すまいる分室を含む。以下同じ。）」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) ワークライフカレッジすとつく

第3条第3号を次のように改める。

(3) すまいる 生活介護，法第5条第14項に規定する就労継続支援及び同条第15項に規定する就労定着支援

第3条に次の1号を加える。

(4) ワークライフカレッジすとつく 法第5条第12項に規定する自立訓練のうち，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2号に規定する自立訓練（生活訓練）に該当するもの及び法第5条第13項に規定する就労移行支援

第4条第1項第2号中「，第2号並びに第3号」を「並びに第2号から第4号まで」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「及びすまいる」を「，すまいる及びワークライフカレッジすとつく」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「及びすまいる」を「，すまいる及びワークライフカレッジすとつく」に、「次の各号に掲げる施設の区分に応じ，当該

各号に定める時間」を「午前8時30分から午後5時まで」に改め、同条各号を削る。

第11条第1項第1号及び第2号中「, 第2号若しくは第3号」を「若しくは第2号から第4号まで」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。